

## 議案第90号

つくばセンター広場条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年9月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくばセンター広場条例の一部を改正する条例

つくばセンター広場条例（昭和62年つくば市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「集いの場」の次に「及びにぎわいの場」を加える。

第10条中「場合は、」の次に「第4条又は」を加える。

別表の1の表業として写真を撮影する場合の項中「5,400円」を「5,500円」に改め、同表業として映画を撮影する場合の項中「10,800円」を「11,000円」に改める。

別表の2の表モニュメントプラザの部平日の項中「2,700円」を「2,750円」に改め、同部土曜日及び休日の項中「3,240円」を「3,300円」に改め、同表フォーラムの部平日の項中「4,320円」を「4,400円」に改め、同部土曜日及び休日の項中「5,400円」を「5,500円」に改め、同表インナープラザの項中「760円」を「770円」に改め、同表倉庫の項中「640円」を「660円」に改め、同表備考第2項を削り、同表備考第3項を同表備考第2項とし、同表備考第4項を同表備考第3項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前のつくばセンター広場条例の規定により既に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

つくばセンター広場条例（昭和62年つくば市条例第42号）新旧対照表

改正後	改正前																
<p>(設置)</p> <p>第1条 多様な憩いと集いの場<u>及びにぎわいの場</u>を市民に提供することにより、市民の相互の交流及び生活文化の向上に寄与するため、つくばセンター広場（以下「広場」という。）をつくば市吾妻一丁目10番地1に設置する。</p> <p>第2条—第9条 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>第4条又は第5条</u>の許可に係る使用料を免除することができる。</p> <p>(1)—(4) (略)</p> <p>第11条—第15条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>1 行為の許可に係る使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業として写真を撮影する場合</td> <td>1日につき <u>5,500円</u></td> </tr> <tr> <td>業として映画を撮影する場合</td> <td>1日につき <u>11,000円</u></td> </tr> <tr> <td>寄附金品の募集その他これに類する行為をする場合</td> <td>1人1日につき 110円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1日未満の端数は、1日として計算する。</p> <p>2 占用の許可に係る使用料</p>	区分	使用料	業として写真を撮影する場合	1日につき <u>5,500円</u>	業として映画を撮影する場合	1日につき <u>11,000円</u>	寄附金品の募集その他これに類する行為をする場合	1人1日につき 110円	<p>(設置)</p> <p>第1条 多様な憩いと集いの場_____を市民に提供することにより、市民の相互の交流及び生活文化の向上に寄与するため、つくばセンター広場（以下「広場」という。）をつくば市吾妻一丁目10番地1に設置する。</p> <p>第2条—第9条 (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、_____第5条の許可に係る使用料を免除することができる。</p> <p>(1)—(4) (略)</p> <p>第11条—第15条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>1 行為の許可に係る使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業として写真を撮影する場合</td> <td>1日につき <u>5,400円</u></td> </tr> <tr> <td>業として映画を撮影する場合</td> <td>1日につき <u>10,800円</u></td> </tr> <tr> <td>寄附金品の募集その他これに類する行為をする場合</td> <td>1人1日につき 110円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1日未満の端数は、1日として計算する。</p> <p>2 占用の許可に係る使用料</p>	区分	使用料	業として写真を撮影する場合	1日につき <u>5,400円</u>	業として映画を撮影する場合	1日につき <u>10,800円</u>	寄附金品の募集その他これに類する行為をする場合	1人1日につき 110円
区分	使用料																
業として写真を撮影する場合	1日につき <u>5,500円</u>																
業として映画を撮影する場合	1日につき <u>11,000円</u>																
寄附金品の募集その他これに類する行為をする場合	1人1日につき 110円																
区分	使用料																
業として写真を撮影する場合	1日につき <u>5,400円</u>																
業として映画を撮影する場合	1日につき <u>10,800円</u>																
寄附金品の募集その他これに類する行為をする場合	1人1日につき 110円																

施設名	使用料	
	モニュメントプラザ	平日
	土曜日及び休日	1日につき <u>3,300円</u>
フォーラム	平日	1日につき <u>4,400円</u>
	土曜日及び休日	1日につき <u>5,500円</u>
ペディストリアンプラザ	1日につき1平方メートル当たり 6円	
インナープラザ	1月につき1平方メートル当たり <u>770円</u>	
デッキピロティ	1月につき1平方メートル当たり 100円	
倉庫	1月につき1平方メートル当たり <u>660円</u>	
回廊	1日につき1平方メートル当たり 20円	

備考

- 1 モニュメントプラザ、フォーラム及びペディストリアンプラザを営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定する使用料の3倍の額とする。
- 2 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいい、「平日」とは、休日以外の月曜日から金曜日までの日をいう。
- 3 1日未満、1月未満及び1平方メートル未満の端数は、それぞれ1日、1月及び1平方メートルとして計算する。

施設名	使用料	
	モニュメントプラザ	平日
	土曜日及び休日	1日につき <u>3,240円</u>
フォーラム	平日	1日につき <u>4,320円</u>
	土曜日及び休日	1日につき <u>5,400円</u>
ペディストリアンプラザ	1日につき1平方メートル当たり 6円	
インナープラザ	1月につき1平方メートル当たり <u>760円</u>	
デッキピロティ	1月につき1平方メートル当たり 100円	
倉庫	1月につき1平方メートル当たり <u>640円</u>	
回廊	1日につき1平方メートル当たり 20円	

備考

- 1 モニュメントプラザ、フォーラム及びペディストリアンプラザを営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定する使用料の3倍の額とする。
- 2 フォーラム及び倉庫に限り、市長が特に必要と認めるときは、部分的に使用させることができる。この場合において、市長は、その部分使用の面積により、使用料を減額することができる。
- 3 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいい、「平日」とは、休日以外の月曜日から金曜日までの日をいう。
- 4 1日未満、1月未満及び1平方メートル未満の端数は、それぞれ1日、1月及び1平方メートルとして計算する。